



2026年税制改正 ミニマムタックス対応ガイド 【経営者向け簡易版】

M&A実行時の手残り金額への影響と対策

本資料は、2027年1月から施行される新税制が
オーナー経営者の皆様の手残り金額に与える影響と、
今すぐ検討すべき対策についてまとめたものです。

発行日: 2026年2月

【経営者が知るべき3つのポイント】

1

いつから適用される？

2027年1月1日以降のM&A実行分から

※契約日ではなく、実際のクロージング（決済日）が基準となります。

2

誰に影響がある？

株価3.5億円以上で売却する経営者

※従来の基準（約10億円）から大幅に引き下げられ、対象者が拡大しました。

3

どのくらい増税になる？

株価10億円の場合、追加負担 約9,000万円

※手残り金額が大きく減少するリスクがあります。

⚠ 重要

2026年12月末までの実行（クロージング）なら
現行制度が適用され、増税を回避できます。

【何が変わるのか：改正内容と影響】

ミニмумタックス（特定の基準所得金額の課税の特例）の強化により、高額な株式譲渡所得に対する税負担が大幅に増加します。

現行（2026年12月31日まで）	改正後（2027年1月1日から）
特別控除額 3.3億円	特別控除額 1.65億円（半減）
適用税率 22.5%	適用税率 30.0%（+7.5%）
影響が出る所得水準 約10.3億円～	影響が出る所得水準 約3.4億円～

株価別の追加税負担シミュレーション



※株式譲渡以外の所得がなく、取得費5%・譲渡費用なしと仮定した場合の試算

【今すぐ検討すべき対策】

対策1 2026年末までの実行（最優先）

- 最も確実で効果的な対策です。
- 2026年12月31日までに「クロージング（代金受取と株主名簿書換）」を完了させる必要があります。
- M&Aプロセスは通常6ヶ月～1年かかるため、早急な動き出しが不可欠です。

対策2 エンジェル税制・起業特例の活用

- 特定の要件を満たす場合、最大20億円までの株式譲渡益が非課税となる制度です。
- 「創業者手帳」等の要件確認が必要となり、適用ハードルは高いですが、効果は絶大です。
- 早めに専門家へ相談し、適用の可能性を探ることをお勧めします。

対策3 段階的な株式譲渡

- 株式を一度にすべて譲渡せず、複数年に分けて譲渡する方法です。
- 年ごとの所得を分散させることで、ミニмумタックスの控除枠（1.65億円）を複数回活用できる可能性があります。

今から2026年末までのスケジュール例

現行制度 適用期間（残りわずか）

現在
(2026年2月)

これ以降は新制度（増税）が適用されます

2026年
12月末日

【次のステップ：アクションリスト】

- 自社の現在の株式評価額（想定譲渡額）を概算で把握する
- M&A実行（売却）の予定時期を再確認する
- 税理士またはM&A専門家に、改正による影響額の試算を依頼する
- 2026年内クロージングに向けたスケジュールが可能か検討する
- エンジェル税制などの優遇税制が適用できるか確認する

本資料のまとめ

- ✓ 2027年1月以降、ミニмумタックス強化により実質的な増税となります。
- ✓ 株価3.5億円以上の譲渡で影響が出始め、高額になるほど負担が急増します。
- ✓ 最も確実な対策は、**2026年12月未までのクロージング完了**です。
- ✓ 時間が限られているため、早めの専門家相談と意思決定が重要です。

本件に関する詳細なシミュレーションやご相談は、
弊社までお気軽にお問い合わせください。

ブルーバード合同会社

